

京都市上下水道局告示第14号

公印の名称及び用途を次のように変更します。

平成27年5月7日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

旧		新	
名称	用途	名称	用途
北営業所専用管理者公印	北営業所所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務	北部営業所専用管理者公印	北部営業所所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務
九条営業所専用管理者公印	九条営業所所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務	南部営業所専用管理者公印	南部営業所所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務
東山営業所給水装置工事等専用管理者公印	東山営業所所掌に属する給水装置工事の承認等、納付証明書の発行及び所属職員の交通用具の駐車に許可に係る事務	東山営業所証明等専用管理者公印	東山営業所所掌に属する納付証明書の発行及び所属職員の交通用具の駐車に許可に係る事務
山科営業所給水装置工事等専用管理者公印	山科営業所所掌に属する給水装置工事の承認等、納付証明書の発行及び所属職員の交通用具の駐車に許可に係る事務	山科営業所証明等専用管理者公印	山科営業所所掌に属する納付証明書の発行及び所属職員の交通用具の駐車に許可に係る事務

旧		新	
名称	用途	名称	用途
右京営業所給水装置 工事等専用管理者公 印	右京営業所所掌に属 する給水装置工事の 承認等，納付証明書 の発行及び所属職員 の交通用具の駐車の 許可に係る事務	右京営業所証明等専 用管理者公印	右京営業所所掌に属 する納付証明書の発 行及び所属職員の交 通用具の駐車の許可 に係る事務
西京営業所給水装置 工事等専用管理者公 印	西京営業所所掌に属 する給水装置工事の 承認等，納付証明書 の発行及び所属職員 の交通用具の駐車の 許可に係る事務	西京営業所証明等専 用管理者公印	西京営業所所掌に属 する納付証明書の発 行及び所属職員の交 通用具の駐車の許可 に係る事務
左京営業所給水装置 工事等専用管理者公 印	左京営業所所掌に属 する給水装置工事の 承認等，納付証明書 の発行及び所属職員 の交通用具の駐車の 許可に係る事務	左京営業所証明等専 用管理者公印	左京営業所所掌に属 する納付証明書の発 行及び所属職員の交 通用具の駐車の許可 に係る事務

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)